

輸出環境整備推進事業実施要領

制定 平成 28 年 4 月 1 日 27 食産第 6253 号
農林水産省食料産業局長通知

改正 平成 29 年 3 月 31 日 28 食産第 6089 号

第 1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5412 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 の事業の種類欄の 1 の（４）の輸出環境整備推進事業（以下「本事業」という。）の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5418 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第 2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 4 の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合若しくは独立行政法人又は法人格を有しない団体であって事業承認者（実施要綱第 5 の 1 の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- （１）主たる事務所の定めがあること。
- （２）代表者の定めがあること。
- （３）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （４）年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第 5 の 1 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式 1 を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の趣旨、事業ごとの内容及び補助対象となる経費の範囲については、次に掲げるとおりとする。

1 趣旨

我が国の農林水産物・食品（以下「日本産食品」という。）の輸出を促進するため、その阻害要因となっている輸出先国の規制などの課題の解決に向けた民間団体等の取組に対し、支援を行う。

2 事業の内容及び補助対象となる経費の範囲

（1）既存添加物登録申請支援事業

米国及びE Uにおいて我が国の既存添加物の使用が認められ、既存添加物が含まれる日本産食品をこれらの国・地域に輸出できるようにするため、事業実施主体が行う相手国の食品衛生管理当局との協議・調整、各種試験データの取得・分析並びに申請書類取りまとめ及び申請の実施に必要な経費を補助するものとする。

なお、補助対象となる既存添加物（色素）は、クチナシ黄色素、クチナシ青色素及びベニコウジ色素（赤）とし、事業の実施に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 申請の容易さ、潜在市場規模等に鑑み、米国の承認取得を優先すること
- ② 既存添加物の登録申請の進捗状況について、定期的に事業承認者に対して報告し、必要に応じて進捗状況を踏まえた対応について相談を行うこと
（補助対象経費）

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費、人件費等

（2）畜肉エキス認定取得支援事業

畜肉エキスが含まれる日本産食品を米国等に輸出できるようにするため、事業実施主体が行う米国政府等による畜肉エキス製造施設等の認定の取得に向けた製造施設の検証、検証を踏まえた設備の改良及び認定申請書類の作成、畜肉エキスが輸出可能であることを証明するための必要書類を食品製造事業者等へ提供する体制の構築等に係る経費を補助するものとする。

なお、事業の実施に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 製造施設の検証、設備の改良等の実施に当たっては、米国等の当局と予め十分な調整を図る必要があることから、事業承認者とも相談を行いつつ実施すること。
- ② 畜肉エキスが米国等に輸出可能となった際に、広く食品製造事業者が当該畜肉エキスを活用できる体制の構築に努めること。

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、設備改良費、印刷製本費、消耗品費、委託費、人件費等

(3) 米国食品安全強化法 (FSMA) 対応支援事業

危害要因を分析した上で、特に重要な管理点を継続的に監視、記録する工程管理システム (HACCP) を内包した食品安全計画の策定、安全検証義務づけ (FSVP)、第三者検査制度等、米国食品安全強化法 (FSMA) が規定する内容に係る細則の内容について、日本国内の農林水産物・食品関連事業者 (以下「事業者」という。) の理解を促進し、適切な対応を促すために、事業実施主体が行う当該米国食品安全強化法 (FSMA) の細則に係る情報収集、その情報を基に細則の内容を解説するセミナーの実施、相談窓口の設置及びコンサルティングサービスの提供、先進施設視察の企画・運営、対応マニュアルの作成等に要する経費を補助するものとする。

なお、事業の実施に当たっては次の事項に留意するものとする。

- ① 米国食品安全強化法 (FSMA) に関する最新情報の提供及び解説を行うセミナーについては、東京、大阪その他地方主要都市及び米国の主要都市において、可能な限り多くの事業者の参加が見込まれるよう事業者への周知徹底を努めた上で開催するものとする。
- ② コンサルティングサービスの提供に当たっては、米国弁護士事務所、日本国内コンサルタント、第三者認証機関等を活用し、最新の情報を収集するとともに、可能な限り多くの事業者 (特に中小規模の事業者) に対し、専門的知見からアドバイスできる環境を整備すること
- ③ 作成された米国食品安全強化法 (FSMA) の細則の和文翻訳や対応マニュアル等は、ホームページ等で広く公開し、事業者が容易に活用できるようにすること

(補助対象経費)

旅費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費、人件費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、第3の2 (1) 及び第3の2 (2) は平成31年度まで、第3の2 (3) は平成29年度とする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているこ

と。

- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）、中止又は廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく「補助金変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の1の(4)の輸出環境整備推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより事業承認者の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定

に係る年度の 12 月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副 2 部を交付決定者（交付要綱第 3 の 2 に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。ただし、交付要綱第 11 の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第 6 号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第 9 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

輸出環境整備推進事業特認団体承認申請書

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・ 中小企業 の別	従業員数	資本金	年間販 売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業実施計画の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
- （3）その他参考資料

別記様式2（第6、第7関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名 印

平成 年度輸出環境整備推進事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）
の申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5412 号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

- （注）
- 1 関係書類として別添を添付すること。
 - 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第 5 の 1」を「第 5 の 2」とすること。
 - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
 - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度輸出環境整備推進事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第 1 総括表」及び「第 2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表 1 の輸出環境整備推進事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

I 既存添加物登録申請支援事業

1 事業の目的

事業の目的に加えて、事業の目標と成果を必ず明記すること。

事業の目標（達成すべき成果） (例) 〇〇色素を含む日本産食品を米国に輸出することができるようにするため、米国当局（米国食品医薬品局）に対し、必要な試験データとともに許可申請を行い、承認を得ることを目標とする。
事業の成果（実績）

（注1）事業の目標（達成すべき成果）の欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

（注2）事業の成果（実績）の欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

2 事業の内容

（1）食品衛生管理当局との協議・調整

実施時期	協議・調整内容	参加者	備考
(例) ・〇年〇月 ・ ・ ・ ・□月□日	〇〇のため、FDA担当官と協議を行い、方向性を確認する。 □□の結果を報告し、申請に必要な整理事項を確認する。	・〇〇 他△名 ・〇〇 ・□□ 他△名	

（注1）協議・調整内容については、米国当局の反応を幅広く想定しつつ、それにより協議・調整回数が大きく変化しないよう工夫すること。

(2) 各種試験データの取得・分析

試験の名称	実施期間	試験の目的	備考
(例) ○○○試験 ・ ・ ・ △△△試験 ・ ・ ・	年 月～ 年 月 年 月～ 年 月	例：米国当局が求める証明事項のうち、○○を証明するために○○試験を行う。	実施期間等の変動要因について記載

(注1) 各種試験を再委託する際には、備考にその旨記載するとともに、再委託先の管理体制等を記載すること。

3 事業実施スケジュール

2に記載の事業内容について、成果達成までの複数年のスケジュール及び当該年度のスケジュールを記載すること。

(1) 成果達成までのスケジュール

(例)	2017 年 ○月	・・・	2018 年 ○月		2019 年 ○月	・・・	2019 年 ○月
食品衛生管理当局との協議・調整					○協議		
各種試験データの取得・分析 ・○○試験 ・△△試験 ・ ・							
申請書類取りまとめ・申請			○中間取りまとめ				○申請

(2) 当該年度のスケジュール

(例)	2017 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	2018 年 1 月	2 月	3 月
食品衛生管 理当局との 協議・調整			協 議									
各種試験デ ータの取 得・分析 ・〇〇試験												
申請書類取 りまとめ・ 申請												試験結 果とり まとめ
打合せ	当 初 打 合 せ						中 間 報 告					最 終 報 告

Ⅱ 畜肉エキス認定取得支援事業

1 事業の目的

事業の目的に加えて、事業の目標と成果を必ず明記すること。

事業の目標（達成すべき成果） (例) 畜肉エキスを含む日本産食品を米国に輸出することができるようにするため、製造施設の検証、認定申請書類の作成を行い、製造施設の認定を取得することを目標とする。
事業の成果（実績）

（注１）事業の目標（達成すべき成果）の欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

（注２）事業の成果（実績）の欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

2 事業の内容

（１）製造施設の検証、認定申請等

実施項目	実施内容	実施期間	備考
(例) ・製造施設の検証	〇〇施設において、HACCP に基づく安全管理を行う上での問題箇所の検証を実施（〇〇コンサルタント委託）	・〇年〇月～〇年〇月	
・製造施設の認定申請	〇〇施設の概要等、必要な書類の作成を行い、米国当局に対し申請（〇〇コンサルタント委託）	・〇年〇月～〇年〇月	

（注１）各実施項目を再委託等する際には、備考にその旨記載するとともに、再委託先等の管理体制等を記載すること。

(2) 輸出可能である旨の証明書類の提供体制の構築

実施項目	実施内容	実施期間	備考
(例) ・書類の整備	必要書類に記載を要する事項をデータベース化し、出力できるシステムの整備を行う。(〇〇システム開発委託)	・〇年〇月～〇年〇月	
・書類の提供に係る体制整備	書類の提供のため、〇名の人員を増強。(〇〇と役務契約)	・〇年〇月～〇年〇月	〇〇部／日を想定

(注1) 各実施項目を再委託等する際には、備考にその旨記載するとともに、再委託先等の管理体制等を記載すること。

3 事業実施スケジュール

2に記載の事業内容について、成果達成までのスケジュールを記載すること。

(例)	2017 年 〇月	・・・	2017 年 〇月	2018 年 〇月	・・・	2018 年 〇月	・・・	2018 年 〇月
製造施設の 検証	_____→							
製造施設の 認定申請				_____→				
書類の提供 に係る体制 整備						_____→		

Ⅲ 米国食品安全強化法（F S M A）対応支援事業

1 事業の目的

事業の目的に加えて、事業の目標と成果を必ず明記すること。

事業の目標（達成すべき成果） （例） 米国食品安全強化法について、日本国内の農林水産物・食品関連事業者の理解を促進し、米国への円滑な日本産食品の輸出に資するため、〇〇、△△を対象に〇〇の修得を目的としたセミナーを実施する。 また、〇〇〇を目的とし、・・・・
事業の成果（実績）

（注１）事業の目標（達成すべき成果）の欄には、達成すべき定量的な目標について記入すること。

（注２）事業の成果（実績）の欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

2 事業の内容

（１）F S M Aの細則を解説するセミナーの開催

開催場所	開催時期	参加人数	講義のテーマ	講師案	備考
（例） ・東京	年 月 （日数）	人	〇〇について 〇〇への展開手法 〇〇の実際	〇〇氏 米国 コンサルタント（招へい）	
・大阪	年 月 （日数）	人	・・・	・・・	

（注１）開催場所は原則、東京、大阪その他地方主要都市及び米国の主要都市とする。

（注２）可能な限り多くの事業者の参加が見込まれるようにすること。

（注３）海外から講師を招へいする場合は、講師欄にその旨を記載すること。

(2) コンサルティングサービスの提供等

(ア) コンサルティングサービスの提供方法等

最新情報の収集方法、コンサルティングサービスの提供方法とその管理体制を記載すること。

(例) コンサルティングサービスの提供は米国コンサルタントの〇〇が行う。日本国内食品事業者は、委託事業者コンサルティングサービスの要請を行い、委託事業者は内容を吟味の上、米国コンサルタントに連絡し、打合せ等の設定を行う。

(注) 専門家の現地での業務管理や、事故・自然災害といった不測の事態に対するリスク管理体制等を記載してください。

(イ) 委託先

(ア) の最新情報の収集方法、コンサルティングサービス提供方法において、委託を予定する者の詳細を記載すること。

委託先	所在地、連絡先等	委託先とする理由（適性）	備考
(例) 〇〇コンサル タント			

(注) サービス提供者とする理由は、過去の同様のサービス提供実績、経験など、提供者として適性のあることを客観的に示せる内容を記載してください。

(3) 先進施設視察、対応マニュアルの整備等

F S M Aに対応した先進施設の視察、F S M A対応マニュアルの内容、和文翻訳の計画について記載すること。

(ア) F S M Aに対応した先進施設視察

開催場所	開催時期	参加人数	施設の特徴（F S M A対応部分）	備考
(例) 〇〇社〇〇 工場	年 月 (日数)	人		

(イ) 対応マニュアルの整備

マニュアル名 案	マニュアルの内容	備考
(例) 〇〇査察対応マニュアル		

(注1) 他の機関(JETRO等)が既に発行しているマニュアルを踏まえたものとする。

(ウ) 和文翻訳

翻訳対象条項	翻訳時期	備考
(例) 〇〇査察対応マニュアル	年 月 (日数)	

(エ) その他

その他、事業の目的を達成するのに必要と考えられる業務内容を記載すること。

事項	内容	備考
(例) マニュアル作成に必要な〇〇調査	・・・	